

小規模修繕業者名簿登載申請について

和歌山市が発注する小規模修繕契約を希望する事業者であって、和歌山市内に本店を置く方に係る名簿を作成し、小規模修繕の発注担当者が参照させていただく制度です。当該名簿への登載を希望される方は、次の要領で申請してください。

1 名簿登載資格要件

小規模修繕業者名簿登載の申請を行うためには、次の（１）から（５）までの全ての要件を満たしていることが必要です。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に定める者に該当しないこと。
- （２）審査基準日（別紙１参照）において、同種の業務を営んでいる期間が２年以上であること（組織変更、合併その他の引き続き２年以上その業務を営んでいるものと同様の事情にあると認められることを含む。）。
- （３）次に掲げる税目の全てについて未納の税額が存在しないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 市町村民税及び固定資産税
- （４）和歌山市内に本店を有すること。
- （５）和歌山市に入札参加資格登録を受けていないこと。（調達課又は建設総務課の登録）

「地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号に定める者」とは、次のとおりです。

- 1 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる以下の者
 - ア 指定暴力団員
 - イ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ウに該当するものを除く。）

和歌山市 財政局 財政部 調達課
〒640-8511 和歌山市七番丁 2 3 番地
電話：073-435-1033 FAX：073-435-1259
メール：chotatsu@city.wakayama.lg.jp

2 申請書の提出

- (1) 受付期間 **令和8年2月17日から令和8年6月15日まで**（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 受付場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎5階調達課
- (4) 提出書類 次に掲げる書類とし、その詳細については、別紙「小規模修繕業者名簿登載申請書の記入方法」を参照してください。
 - ア 小規模修繕業者名簿登載申請書受付調書
 - イ 小規模修繕業者名簿登載申請書
 - ウ 建設業の許可を受けていることを証する書類（建設業の許可を取得している場合に限る。）
 - エ 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人事業者）
 - オ **履歴事項全部証明書**（申請者が法人の場合に限る。）
 - カ 納税証明書（税務署発行（法人：その3の3、個人：その3の2））及び納税（完納）証明書（和歌山市又はその他の市町村発行）
 - キ 役員等調書及び照会承諾書

(5) 提出方法

- ア 上記（4）のアからキまでの順に**A4-S型の紙製フラットファイル（書類左端に2箇所の穴を開けて留めるタイプのもの）**につづってください。また、**当該ファイルの表紙及び背表紙に申請者名を記入**してください。
- イ 結果通知書返信用として**長形3号の返信用封筒**（A4判の書類を三つ折りにして入れるタイプのもの）に宛先を記入し、**460円分**の切手を貼り、同封してください。
また、**郵送で提出される場合は**、上記と別に受領書返信用として**長形3号の返信用封筒**（A4判の書類を三つ折りにして入れるタイプのもの）に宛先を記入し、**110円分**の切手を貼り、同封してください。
- ウ **持参又は郵送（受付期間内に到着したものに限り。）**
 - (ア) 記入内容に不備があり、又は必要な添付書類が欠けている申請書は、受け付けません。
 - (イ) A4-S型の紙製フラットファイルにつづっていない申請書は、受け付けません。
 - (ウ) 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、郵送により提出される場合は書留郵便など発送と受領が記録される方法により提出されることをお勧めします。なお、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。

3 記載要領

- (1) 黒色のペン、ボールペン等を使用し、楷書で丁寧に記入又はWord様式に入力してください。
- (2) 印鑑及びゴム印は、鮮明に押印してください。
- (3) 小規模修繕業者名簿は和歌山市と取引をする上で基本資料となるものですので、指定事項は漏らさず記入してください。

4 登載の有効期間

別紙 1 参照

5 対象業者

修繕請負業者（簡易な修繕等を行う業者）

6 名簿登載者の義務

名簿登載者には、小規模修繕業者名簿登載通知書において**指定する期間内に納税証明書を提出**していただきます（別紙 2 参照）。納税証明書の提出がないときは、当該期間末日の翌日から納税証明書が提出されるまでの間、名簿から削除する場合がありますのでご注意ください。

7 その他

この申請は、小規模修繕の発注担当者が参照させていただく業者名簿に登載するための資格を審査するものです。登載された場合であっても、必ず発注があるとは限りませんのでご承知おきください。

小規模修繕業者名簿登載申請書の記入方法

1 小規模修繕業者名簿登載申請書の記入について

(1) 新規・継続

令和3年7月1日から令和6年6月30日の期間内で名簿に登載されていた方は、「継続」を、それ以外の方は、「新規」を○で囲んでください。

(2) 申請者

ア 住所又は所在地は、住所等（法人にあっては登記簿上の所在地、個人事業者にあっては住民票上の住所をいいます。以下同じ。）を記入してください。ただし、実際に営業している場所が住所等と異なる場合は、実際に営業している住所又は所在地を記入してください。

また、住所等を住宅地図（ゼンリン）によって調べ、当該住宅地図（ゼンリン）の発行年を「 年版」に記入し、北又は南のどちらかを○で囲むとともに、地図頁及び座標を「P98」「3・H」のように記入してください。

イ 印鑑は、実印（登記所に提出し、又は住所地の市町村に登録している印鑑をいいます。）及び会社印（使用している場合）を鮮明に押印してください。

(3) 使用印鑑届

見積り、契約等に使用する印鑑を「使用社印」欄及び「使用印鑑」欄の枠内に鮮明に押印してください。

(4) 営業状況

ア 営業年数

創業年月を起算月とした審査基準日（別紙1参照）までの営業年数を記入してください。

イ 年間売上高

決算の数値が確定している直近の会計年度の売上実績を、損益計算書等を参照の上、記入してください。

ウ 資本金

法人の方のみ履歴事項全部証明書等を参照の上、記入してください。個人事業者の方は記入の必要はありません。

エ 従業員数

従業員数は、審査基準日（別紙1参照）現在における実数を記入してください。ただし、アルバイト、パートタイマー等は除きます。

オ 建設業許可

建設業法第3条に規定する建設業許可の取得の有無について、該当する方に○をつけてください。なお、有のときは、有する許可の内容について記入するとともに、当該許可を受けていることを証する書類を添付してください。

(5) 登載を希望する修繕の種別及び実績（受注状況）

登載を希望する修繕の種別に希望する順番を算用数字で記入してください。なお、『F（その他）』を希望する場合には、具体的な修繕内容を記入してください。

「修繕の受注状況」の欄には、コード（A、C－1等）を記入し、希望する業種に係るこれまでの主な実績を記入してください。（和歌山市以外との実績でも結構です。）

（6）許認可等

（5）で希望する修繕に許認可、従業員の資格等が必要な場合は記入してください。

（7）備考

得意とする業種等を簡潔に記入してください。

2 小規模修繕業者名簿登載申請書提出に係る添付書類について

次の表に掲げる1から7（郵送の場合は8）までの書類を小規模修繕業者名簿登載申請書に添付してください。

	法 人	個 人 事 業 者
1	印鑑証明書（写し可） 法務局発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	印鑑登録証明書（写し可） 市町村発行 申請日前3か月以内に発行されたもの
2	履歴事項全部証明書（写し可） 法務局発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	
3	納税証明書（その3の3）（写し可） 税務署発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	納税証明書（その3の2）（写し可） 税務署発行 申請日前3か月以内に発行されたもの
4	納税（完納）証明書（写し可） 和歌山市発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	納税（完納）証明書（写し可） 和歌山市発行 申請日前3か月以内に発行されたもの （和歌山市以外に居住の方は、住所地の市町村が「完納証明」等を発行している場合は、住所地の市町村発行の「完納証明」等を提出してください。上記証明書を発行していない市町村につきましては、市町村民税の納税証明書2年分及び固定資産税の納税証明書2年分を提出してください。）
5	役員等調書及び照会承諾書	
6	建設業許可を受けていることを証する書類（写し可） 建設業法第3条に規定する建設業許可を取得されている場合は、当該許可を受けていることを証する書類を提出してください。 申請書提出日において有効なもの	
7	返信用封筒（審査結果送付用） ※全事業者 460円分 の切手をはり、宛先を記入した 長形3号の返信用封筒 （A4判の書類を三つ折りにして入れるタイプのもの）	
8	返信用封筒（受領書送付用） ※郵送申請の場合のみ 110円分 の切手をはり、宛先を記入した 長形3号の返信用封筒 （A4判の書類を三つ折りにして入れるタイプのもの）	

※ 写しを提出する書類は、鮮明にコピーし、A4版に統一してください。

※ 納税証明書について

手形その他の有価証券の提供により納付の委託中のものは、未納の税額が存在しないものとは認めません。

申 請 期 間	有 効 期 間	審査基準日	状況	
① 令和6年5月17日から 令和6年6月15日まで	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで	(3年)	令和6年1月1日	受付終了
② 上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年10月15日まで	令和6年11月1日から 令和9年6月30日まで	(2年8か月)	令和6年5月1日	受付終了
③ 上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年2月15日まで	令和7年3月1日から 令和9年6月30日まで	(2年4か月)	令和6年9月1日	受付終了
④ 上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年6月15日まで	令和7年7月1日から 令和9年6月30日まで	(2年)	令和7年1月1日	受付終了
⑤ 上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年10月15日まで	令和7年11月1日から 令和9年6月30日まで	(1年8か月)	令和7年5月1日	受付終了
⑥ 上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年2月15日まで	令和8年3月1日から 令和9年6月30日まで	(1年4か月)	令和7年9月1日	受付終了
⑦ 上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年6月15日まで	令和8年7月1日から 令和9年6月30日まで	(1年)	令和8年1月1日	受付中
⑧ 上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年10月15日まで	令和8年11月1日から 令和9年6月30日まで	(8か月)	令和8年5月1日	予定
⑨ 上記⑧に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年2月15日まで	令和9年3月1日から 令和9年6月30日まで	(4か月)	令和8年9月1日	予定

※2月15日、6月15日、10月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。

納 税 証 明 書 の 提 出 期 間

申 請 期 間		有 効 期 間		納 税 証 明 書 提 出 期 間	備 考	
①	令和6年5月17日から 令和6年6月15日まで	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで	(3年)	有効期間が2年 を超える場合	有効期間 の区分に 応じ、納 税証明書 をそれぞ れの提出 期間内に 必ず提出 してくだ さい。	
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年10月15日まで	令和6年11月1日から 令和9年6月30日まで	(2年8か月)			① 令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年2月15日まで	令和7年3月1日から 令和9年6月30日まで	(2年4か月)			② 令和8年6月1日から 令和8年6月30日まで
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年6月15日まで	令和7年7月1日から 令和9年6月30日まで	(2年)	有効期間が1年 を超える場合		
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年10月15日まで	令和7年11月1日から 令和9年6月30日まで	(1年8か月)			令和8年6月1日から 令和8年6月30日まで
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年2月15日まで	令和8年3月1日から 令和9年6月30日まで	(1年4か月)			
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年6月15日まで	令和8年7月1日から 令和9年6月30日まで	(1年)	有効期間が1年 以下の場合		
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年10月15日まで	令和8年11月1日から 令和9年6月30日まで	(8か月)			提出は不要です。
⑨	上記⑧に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年2月15日まで	令和9年3月1日から 令和9年6月30日まで	(4か月)			

※2月15日、6月15日、10月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。